調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">油圧ショベル</td><td colspan="2">ＧＥ－Ａ３８００２１ＡＧ</td></tr>
<tr><td>作　　　成</td><td>昭和４７年　５月２４日</td></tr>
<tr><td>変　　　更</td><td>平成２５年　８月　９日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　施設部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の油圧ショベル（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＪＩＳ Ａ ８４０３－１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　種類

種類は，**表**１による。

表 1－種類

番号	種類	用途	注記
1	１型	一般用	調達品目表１による。
2	２型	国際平和協力活動用	調達品目表２による。

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　油圧ショベル　１型

1.5　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ Ａ ８４０３－１　　土工機械－油圧ショベル－第１部：用語及び仕様項目

ＪＩＳ Ａ ８９１９　　土工機械－操縦装置

ＮＤＳ Ｚ ８０１１　　角形銘板

b)　**仕様書**

ＤＳＰ Ｋ ５２１８　　鉛・クロムフリー外部用フタル酸樹脂エナメル（半つや）

ＧＥ－Ｃ５８２００３　　　　リモコン装置（油圧ショベル用）
ＧＥ－Ｄ２３００３７　　　　大型セミトレーラ
ＧＥ－Ｚ４２１０１８　　　　粉末消火器
ＨＥ－Ｚ７９５００１　　　　付加材，加工
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c)　**法令等**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年５月２５日法律第５１号）
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成１８年経済産業省，国土交通省，環境省告示第１号）
自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第９５－３号）
装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）［陸幕装計第２４８号（２５．７．１７）］

2　一般的事項

一般的事項は，次による。

a)　この器材は，“特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律”に適合したものとする。
b)　この器材は，ＧＥ－Ｄ２３００３７の種類Cタイプで，輸送可能なものとする。
c)　この仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に関する要求

3.1　品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

3.2　性能等

性能等は，調達品目表による。

3.3　外観

外観は，割れ，きず，まくれ，錆，その他使用上の有害な欠点がなく，仕上げの程度は良好でなければならない。

3.4　塗装

塗装は，調達品目表によって指定する場合を除き，次による。

a)　塗装は，十分な防錆処理をし，下塗り塗装を行った後に，上塗り塗装を行うものとする。
b)　上塗り塗装は，ＤＳＰ Ｋ ５２１８の色番号２３１４（ＯＤ色　7.5Y3/1）又は無鉛で，かつ，ＤＳＰ Ｋ ５２１８と同等以上の性能を有するもの（ＯＤ色）を標準とし，２回塗り以上行うものとする。
c)　給油脂部は，赤色表示をする。
e)　走行フレーム両側部に白色で重心位置を表示し，両端に消滅しないよう刻印するものとする。

3.5　製品の表示

製品の表示は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の2.3によるほか，次による。

なお，銘板の品名について，特に指定する場合は，調達要領指定書による。

a)　器材本体には，ＮＤＳ Ｚ ８０１１に示す，１種銘板及び２種銘板を，また，必要箇所に３種銘板を取り付けるものとする。
なお，操作，安全などに関する表示，標識などは，日本語又は英語によって表示するものとする。

b)　附属品箱及び予備品箱には，物品管理区分標識（ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図2c**）及び品名を表示するとともに，蓋の内面に４種銘板を取り付けるものとする。

c)　器材本体に器材番号及び“自衛隊の使用する自動車の番号，標識及び保安検査に関する達”に基づく陸上自衛隊標識を表示するものとする。

d)　附属品のロックブレーカ，バイブロハンマ，ツインヘッダ，のり（法）面バケット，鉄骨切断機，油圧グラップル，油圧グラップル（回転式），スケルトンバケット及びロータリーブッシュカッターに１種銘板を取り付けるものとする。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官等”という。）が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

6　その他の指示

6.1　官給品

官給品は，調達品目表による。

6.2　附属品

附属品は，次による。

a)　アタッチメントは，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表** 2 による。

表 2－附属品（アタッチメント）

番号	品名	数量	規定		
1	ロックブレーカ	a)	本体	作業方式及び作業性能	ガス併用式で垂直打撃及び水平打撃ができるものとする。
				全長（本体）	２ ４００ ㎜以下
				質量	１ ８００ ㎏以下
				打撃数	４００ ｂｐｍ以上
				打撃力	２ ９５０ Ｎ以上
				使用油圧	１８ ㎫以下
				所要油量	２５０ L/min 以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等[b)]　１式	

表 2－附属品（アタッチメント）（続き）
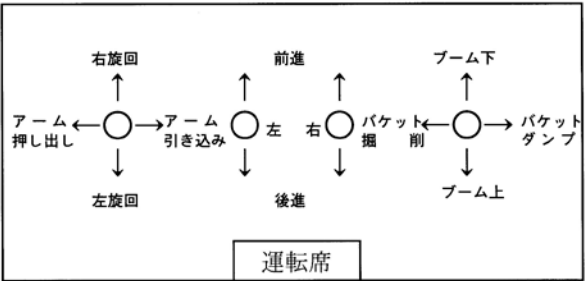
番号	品名	数量	規定		
2	バイブロハンマ	a)	本体	作業方式及び作業性能	油圧式振ぐい（杭）打ち抜き機とし，６　m以下の鋼矢板，H型鋼，丸太杭の植杭及びＨ型鋼の斜め打ち（１０度以上）ができるものとする。
				全長	１　８００　㎜以下
				質量	１　４００　㎏以下
				振動数	２　０００　ｃｐｍ以上
				起振力	９　ｔ以上
				使用油圧	２０　㎫以下
				所要油量	２５０　Ｌ／ｍｉｎ以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等[b)]　１式	
			分解用専用工具	製造者の仕様及び社内規格による。　１式	
3	ツインヘッダ	a)	本体	作業方式及び作業性能	a)　油圧式切削ドラム回転式 b)　掘削幅１　m以上 c)　一軸圧縮強度は，３８　㎫以上とする。
				質量	１　６００　㎏以下
				ドラム回転数	油量２２０　L/minのとき，７０ｍｉｎ$^{-1}$以上とする。
				使用油圧	３２　㎫以下
				所要油量	２５０　L/min 以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等[b)]　１式	
4	のり（法）面バケット	a)	本体	全長	２　０００　㎜以上
				全幅	１　０００　㎜以上
				質量	１　０００　㎏以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等[b)]　１式	
5	鉄骨切断機	a)	本体	質量	２　５００　㎏以下
				開口幅	５５０　㎜以上
				破砕力先端	１　２００　ｋＮ以上
				破砕力中央	１　９００　ｋＮ以上
				使用油圧	３２　㎫以下
				所要油量	２８０　Ｌ／ｍｉｎ以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等[b)]　１式	

表 2－附属品（アタッチメント）（続き）

番号	品名	数量	規定		
6	油圧グラップル	a)	本体	質量	１ ３６０ kg以下
				開口幅	２ ０５０ mm以上
				つめ（爪）幅	７００ mm以上
				使用油圧	３２ MPa以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等b)　１式	
7	油圧グラップル（回転式）	a)	本体	質量	１ ９００ kg以下
				開口幅	２ １００ mm以上
				つめ（爪）幅	７５０ mm以上
				使用油圧	３６ MPa以下
				旋回角度	３６０°
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等b)　１式	
8	スケルトンバケット	a)	本体	ふるい目寸法は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，１００ mm×１５０ mmとする。	
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等b)　１式	
9	ロータリーブッシュカッター	a)	本体	刈幅	１ ４００ mm以上
				刈取可能径	φ１５０ mm以上
				質量	１ ２００ kg以下
			取付用金具	既存の油圧ショベル取付用ブッシュ等b)　１式	

注 a)　数量は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，０とする。
b)　互換性を有するものとする。

b)　その他の附属品は，**表 3** による。

表 3－附属品（その他）

番号	品名	数量a)	規定
1	リモコン装置	0	ＧＥ－Ｃ５８２００３による。
2	操作要領簡易切替装置	1	ＪＩＳ Ａ ８９１９の箇条5による操作レバーと次に示す操作レバーの油圧配管の切替えが短時間で，容易に行えるものとする。 右旋回 / 左旋回 / アーム押し出し / アーム引き込み / 前進 / 後進 / 左 / 右 / ブーム下 / ブーム上 / バケット掘削 / バケットダンプ / 運転席
3	標準附属工具	１式	製造者の定めた標準附属工具とする。

表 3－附属品（その他）（続き）

番号	品名	数量 a)	規定
4	グリースガン	1	レバー式手詰め・カートリッジ兼用とする。
5	消火器	1	ＧＥ－Ｚ４２１０１８の粉末消火器ＡＢＣ　１．８ｋｇ 自動車用（銘板は不要）を運転室内に装着するものとする。
6	給油表	1	－
7	附属品明細表	1	－
8	附属品箱	1	a) 鋼板製とし，内部に適当な間仕切りを設け，施錠（錠前を取り付ける。）できるものとする。 b) 番号２（本体に内蔵されるものを除く。），番号６及び番号７を収納する。

注 a)　規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書によって指定する。

6.2　予備品

予備品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 4** による。

表 4－予備品

番号	品名	数量	規定
1	通常履帯	０ a)	１台分
2	電球	規定欄に示す数量	前照灯は２個，前照灯以外は灯火装着数の１／２。ただし，装着数が１個の場合は１個（端数１未満は，切捨て）
3	ヒューズ		装着数の１／２。ただし，装着数が１個の場合は１個，上限５個（端数１未満は，切捨て）
4	グロープラグ	3	ガスケット付き（必要機種のみ。）
5	フィルタエレメント	１式	a) エンジンオイルフィルタ b) 作動油フィルタ c) 燃料フィルタ d) エアクリーナエレメント
6	予備品箱	1	a) 鋼板製とし，内部に適当な間仕切りを設け，施錠（錠前を取り付ける。）できるものとする。 b) 番号２及び番号３を収納する。ただし，ヒューズボックスを別に設けている場合は，ヒューズを除く。

注 a)　規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書によって指定する。

6.3　追加配管類

追加配管類は，**6.2** に規定するロックブレーカ，バイブロハンマ，ツインヘッダ，鉄骨切断機，油圧グラップル及びロータリーブッシュカッター（それぞれ既存のものを含む。）を装着し，使用できる共用配管とする。また，油圧グラップル（回転式）用の追加配管については，調達要領指定書によって指定する。

なお，細部は，**表 5** による。

表 5－追加配管類

項目	規定
追加配管類	a) 配管先端部金具は，本体側を雄，アタッチメント側を雌とする。 b) 高圧及び低圧配管は，１インチユニファイねじとし，チャック用配管及び油圧モータドレン用配管は，３／８ＢＳカプラとする。また，油圧モータドレン用カプラは，本体側を雌，アタッチメント側を雄とする。

6.4 承認用図面等

契約の相手方は，契約後速やかに，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条6に基づき，全体図，主要諸元（カタログなどでも可），標準仕様以外の明細図，附属品，予備品及び銘板類についての承認用図面並びに塗装色色見本各３部（他に，承認願書のみ１部）を担当官等に提出し，承認を受けるものとする。

6.5　納入書類など

6.5.1　添付書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，器材１式ごとに**表 6** の書類を添付するものとする。

表 6－添付書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書	1	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条7による。 日本語版とし，合冊することができる。
2	整備資料（第１種）	1	
3	部品表（第１種）	1	
4	納入装備品等のかしに関する契約条項	1	

6.5.2　提出書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製品納入時，陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表 7** の書類を提出するものとする。

表 7－提出書類

番号	提出書類	数量	注記
1	取扱説明書	a)	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条7による。 日本語版とし，合冊することができる。
2	整備資料（第１種）	a)	
3	部品表（第１種）	a)	
4	完成品写真	１式 b)	四方写し（前，後，左，右）
5	試験成績書	１部	製造者等の検査成績書に替えることができる。

注 a)　数量は，調達要領指定書によって指定する。
b)　過去に納入実績があり，前回納入時と変更のない場合は，省略することができる。

6.6　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達品目表１

調達要求番号		仕様書番号	ＧＥ－Ａ３８００２１ＡＧ
調達要求年月日		作成年月日	平成２５年　８月　９日
物品番号等		作成部隊名等	補給統制本部　施設部

1　調達品目

品名	カタログ製品名[a)]
油圧ショベル　１型	コベルコ建機（株）　ＳＫ２００－９ （株）小松製作所　ＰＣ－１０型 住友建機（株）　ＳＨ２００－６ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

注[a)] この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2　性能等

同等と判断する要求基準は，次による。

番号	項目			性能等
1	全高（ＧＥ－Ｄ２３００３７の種類Ｃタイプに搭載時の地上面からの高さ）			３　８００　㎜以下
2	最低地上高			４００　㎜以上
3	ハウス後端旋回半径			２　９００　㎜以下
4	ハウス後端下部高さ			１　０００　㎜以上
5	全装備質量			２３　０００　㎏以下
6-1	走行性能	走行速度		４．０　㎞／ｈ以上
6-2		登坂能力		６５　％以上
6-3		最小回転半径		その場で旋回可能なものとする。
6-4		渡渉能力		０．８　ｍ以上
6-5		接地圧		５２　㎪以下
7-1	作業性能	旋回速度		９　ｍｉｎ$^{-1}$以上
7-2		バケット呼び容量	平積み	０．６　㎥以上
7-3			山積み	０．８　㎥以上
8	揺動（ローリング）性能			最大揺動角度は，左右１０度以上とし，揺動と走行は，複合操作可能なものとする。

調達品目表１（続き）

<table>
<tr><td rowspan="2">番号</td><td colspan="2" rowspan="2">項目</td><td colspan="2">性能等</td></tr>
<tr><td>水平</td><td>横向き最大ローリング時</td></tr>
<tr><td>9-1</td><td rowspan="6">バックホウ作業範囲</td><td>最大掘削半径</td><td>９　７００　㎜以上</td><td>９　９００　㎜以上</td></tr>
<tr><td>9-2</td><td>床面最大掘削半径</td><td>９　５００　㎜以上</td><td>９　７００　㎜以上</td></tr>
<tr><td>9-3</td><td>最大掘削深さ</td><td>６　２００　㎜以上</td><td>６　９００　㎜以上</td></tr>
<tr><td>9-4</td><td>最大掘削高さ</td><td>８　９００　㎜以上</td><td>１０　３００　㎜以上</td></tr>
<tr><td>9-5</td><td>最大ダンプ高さ</td><td>６　２００　㎜以上</td><td>７　５００　㎜以上</td></tr>
<tr><td>9-6</td><td>最大垂直掘削深さ</td><td>５　５００　㎜以上</td><td>５　７００　㎜以上</td></tr>
<tr><td>10</td><td>機関</td><td>形式</td><td colspan="2">４サイクル・水冷・ディーゼル機関</td></tr>
<tr><td>11-1
11-2</td><td rowspan="3">運転装置</td><td>小銃保持具及・消火器取付具</td><td colspan="2">運転室の取扱い容易な場所に，小銃保持具（６４式・８９式兼用）及び表 3 に規定する消火器の消火器取付具各１個を設けるものとする。</td></tr>
<tr><td>11-3</td><td>角度計</td><td colspan="2">運転室内に角度計を備えるものとする。</td></tr>
<tr><td>11-4</td><td>操縦装置</td><td colspan="2">操縦装置は，ＪＩＳ Ａ ８９１９によるものとし，１動作でロックできるか，又は操縦装置の機能を無効にできるものとする。</td></tr>
<tr><td>12-1</td><td rowspan="2">電気装置</td><td>冷・暖房設備</td><td colspan="2">運転室内にエアコン（冷房能力１２　５６０ kJ／ｈ以上，暖房能力１２　５６０ kJ／ｈ以上）を備えるものとする。</td></tr>
<tr><td>12-2</td><td>照明装置</td><td colspan="2">前照灯，尾灯，室内灯，計器板灯，後部反射器などを備えるものとする。</td></tr>
<tr><td>13-1</td><td rowspan="3">揺動機構</td><td>揺動フレーム</td><td colspan="2">形鋼及び鋼板溶接構造式</td></tr>
<tr><td>13-2</td><td>旋回輪</td><td colspan="2">ボールベアリング式とし，旋回ベアリング内側に旋回用内歯車を備えるものとする。</td></tr>
<tr><td>13-3</td><td>揺動装置</td><td colspan="2">移動ピストン形を左右各１本備えるものとする。</td></tr>
<tr><td>14-1</td><td rowspan="3">走行フレーム</td><td>形式構造</td><td colspan="2">形鋼・鋼板及び箱形組立一体構造式</td></tr>
<tr><td>14-2</td><td>履帯形式</td><td colspan="2">組立式トリプルグローサシュー形（スパイクボルト付き[a]）</td></tr>
<tr><td>14-3</td><td>履帯幅</td><td colspan="2">６００ ㎜以上</td></tr>
<tr><td colspan="5">注 [a]　調達要領指定書によって指定する。</td></tr>
</table>

調達品目表２

調達要求番号		仕様書番号	ＧＥ－Ａ３８００２１ＡＧ
調達要求年月日		作成年月日	平成２５年　８月　９日
物品番号等		作成部隊名等	補給統制本部　施設部

1　調達品目

品名	カタログ製品名[a)]
油圧ショベル　２型	コベルコ建機（株）　ＳＫ２００－９ （株）小松製作所　ＰＣ－１０型 住友建機（株）　ＳＨ２００－６ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

注[a)]　この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2　性能等

同等と判断する要求基準は，次による。
ただし，**図** 1 対応によって生じる規定との誤差は，許容範囲と認めるものとし，細部は，承認図面による。

番号	項目			性能等
1	全高（ＧＥ－Ｄ２３００３７の種類Ｃタイプに搭載時の地上面からの高さ）			３　８００　㎜以下
2	最低地上高			４００　㎜以上
3	ハウス後端旋回半径			２　９００　㎜以下
4	ハウス後端下部高さ			１　０００　㎜以上
5	全装備質量			２３　０００　㎏以下
6-1	走行性能	走行速度		４．０　㎞／ｈ以上
6-2		登坂能力		６５　%以上
6-3		最小回転半径		その場で旋回可能なものとする。
6-4		渡渉能力		０．８　ｍ以上
6-5		接地圧		５２　㎪以下
7-1	作業性能	旋回速度		９　ｍｉｎ$^{-1}$以上
7-2		バケット呼び容量	平積み	０．６　㎥以上
7-3			山積み	０．８　㎥以上
8	揺動（ローリング）性能			最大揺動角度は，左右１０度以上とし，揺動と走行は，複合操作可能なものとする。

調達品目表２（続き）

番号	項目		性能等	
			水平	横向き最大ローリング時
9-1	バックホウ作業範囲	最大掘削半径	９ ７００ mm以上	９ ９００ mm以上
9-2		床面最大掘削半径	９ ５００ mm以上	９ ７００ mm以上
9-3		最大掘削深さ	６ ２００ mm以上	６ ９００ mm以上
9-4		最大掘削高さ	８ ９００ mm以上	１０ ３００ mm以上
9-5		最大ダンプ高さ	６ ２００ mm以上	７ ５００ mm以上
9-6		最大垂直掘削深さ	５ ５００ mm以上	５ ７００ mm以上
10	機関	形式	４サイクル・水冷・ディーゼル機関	
11-1 11-2	運転装置	小銃保持具及・消火器取付具	運転室の取扱い容易な場所に，小銃保持具（６４式・８９式兼用）及び**表** 3 に規定する消火器の消火器取付具各１個を設けるものとする。	
11-3		角度計	運転室内に角度計を備えるものとする。	
11-4		操縦装置	操縦装置は，ＪＩＳ Ａ ８９１９によるものとし，１動作でロックできるか，又は操縦装置の機能を無効にできるものとする。	
12-1	電気装置	冷・暖房設備	運転室内にエアコン（冷房能力１２ ５６０ kJ／ｈ以上，暖房能力１２ ５６０ kJ／ｈ以上）を備えるものとする。	
12-2		照明装置	前照灯，尾灯，室内灯，計器板灯，後部反射器などを備えるものとする。	
13-1	揺動機構	揺動フレーム	形鋼及び鋼板溶接構造式	
13-2		旋回輪	ボールベアリング式とし，旋回ベアリング内側に旋回用内歯車を備えるものとする。	
13-3		揺動装置	移動ピストン形を左右各１本備えるものとする。	
14-1	走行フレーム	形式構造	形鋼・鋼板及び箱形組立一体構造式	
14-2		履帯形式	組立式トリプルグローサシュー形（スパイクボルト付き[a)]）	
14-3		履帯幅	６００ mm以上	

調達品目表２(続き)

番号	項目		性能等
15-1	国際平和協力活動用	付加材	a) **図**1を基準とし，運転室側面，ドア部，シート部後部及び床板部に，付加材（鋼板）が容易に脱着できる構造の取付座を設けるものとする。 b) 付加材（飛散防止フィルム） 運転室内の窓ガラス全面の内側に，付加材（飛散防止フィルム）を装着するものとする。
15-2		高温・防塵	**図**１を基準とし，エンジン部（ラジエータ，エアクリーナ及び燃料系統）を製造者の海外仕様等に準じ，高温・防塵の処置を施すものとする。
注 a) 調達要領指定書によって指定する。			

注記　この図は，構造の一例を示すもので，特定のモデルを示すものではない。

図１－**油圧ショベル　２型**

3　塗装

迷彩塗装及び白色塗装を施す場合は，“装備品の迷彩塗装及び国際平和協力活動参加時の塗装の基準について（通達）”によるものとし，調達要領指定書によって指定する。

4　官給品

官給品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＨＥ－Ｚ７９５００１による加工済み付加材１式とする。また，官給時期は，申請後速やかに行うものとし，官給場所は，契約の相手方の工場とする。